

新検査制度施行に向けた課題について

以下の項目については、これまで WG や検討チームなどを通じて、新検査制度施行に向けて課題等を議論してきたが、現時点で議論結果が文書化されていないものや新検査制度施行までに運用上決めておく必要があると考えられるものである。今後、WG や面談などにおいて明確にしていきたいと考えているので継続して検討をお願いしたい。

項 目	課 題	要 望
検査指摘事項	核燃料施設の事例を用いた SERP の実施	核燃料施設の事例を用いた模擬 SERP を実施していただき、事業者と指摘事項判定のプロセス、レベル感を共有させていただきたい。
事業者検査	旧法使用前検査が適用される施設において、事業者が自主的に使用前事業者検査に準じて対応する場合の使用前検査の方法の明文化	現状、貴庁内で議論継続中と伺っているので、対応方針がまとまり次第、明文化いただきたい。
	ひとつの施設において、一部は旧法使用前検査、一部は新法使用前事業者検査（使用前確認）が適応される場合の経過措置の考え方	現状、貴庁内で議論継続中と伺っているので、対応方針がまとまり次第、明文化いただきたい。
当社から提示したコメント全般	これまで当社から提示したコメントを踏まえた検査等に係わる規則類の適正化	これまで検査等の規則類について当社からコメントを提示しているが、以下に例示するコメント内容等は、検査等を進める上で今後の対応に大きな影響がある。適正に対応すると伺っているので、再度確認をお願いしたい。

○再処理施設の技術基準に関する規則（第一条第二項、第十七条第一項、第三十七条第一項関係）

【コメント概要】

再処理施設の技術基準に関する規則第 1 条第 2 項第 15 号から第 29 号に記載された再処理施設の容器及び管の機種区分は、現行「加工施設、再処理施設、特定第一種廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則」に規定されているものである。これら機種区分は、現行「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」第 7 条の 2（溶接検査を受ける再処理施設）に規定されている溶接検査の対象範囲に対して、溶接検査内容等の区分けのために設けられている。第 15 号から第 29 号に記載された機種区分の位置付け・対象範囲を現行と同じとするため、第 24 号および第 27 号の記載が次のように変更されるべきではないか。（下線部が記載の追加箇所。）

二十四 「再処理第四種機器」とは、再処理施設に属する容器又は管のうち、再処理第一種機器、再処理第二種機器、再処理第三種機器及び第二十

七号に規定する再処理第五種機器以外のもの（その溶接部が、第十七条第一項第三号及び第三十七条第一項第二号に規定する主要な容器等の溶接部に該当する容器及び管に限る。）をいう。

二十七 「再処理第五種機器」とは、再処理施設に属する容器又は管のうち、次に掲げるもの（その溶接部が、第十七条第一項第三号及び第三十七条第一項第二号に規定する主要な容器等の溶接部に該当する容器及び管に限る。）をいう。

上記により、再処理施設の技術基準に関する規則第17条第1項第3号の記載が次のように変更されるべきではないか。（下線部が記載の追加箇所。）

三 容器等のうち、第一条第二項第十五号から第二十九号までに掲げるものの主要な容器等の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は、次に掲げるところによるものであること。

同様に、再処理施設の技術基準に関する規則第37条第1項第2号の記載が次のように変更されるべきではないか。（下線部が記載の追加箇所。）

二 容器等のうち、第一条第二項第十五号から第二十九号までに掲げるものの主要な容器等の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は、次に掲げるところによるものであること。

#### 【コメントが反映されない場合の影響】

現行は、再処理施設の容器および管のうち溶接検査対象となるものが再処理第1種～第5種機器に分類されている。規則条文(案)では、溶接検査対象か否かにかかわらず、全ての容器および管が再処理第1種～第5種機器に分類されてしまう。

これまでの設工認の申請・認可では、「再処理施設の安全を確保する上で重要なもの」に「再処理第1種～第5種機器に属するもの」が該当しており、対象設備が重要なものに限定されていた。しかしながら、今回提示いただいた条文(案)では、耐圧試験等が要求される「再処理施設の安全を確保する上で重要なもの」が全ての再処理施設の容器および管に拡大されてしまう懸念がある。（このような変更は、グレーデッドアプローチの考え方に沿わないのではないか。）

なお、加工施設、特定廃棄物管理施設等についても同様にコメントしている。